■３号認定子どもの利用者負担額（保育料）／月額

当該年度４月１日時点で３歳未満の子どもの保育料
通園送迎費、行事費、延長保育料などは別途必要です。
負担額については希望施設でご確認ください。

階層区分	世帯の課税状況	保育標準時間の場合	保育短時間の場合
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C1	市民税均等割世帯	１５,０００円	１４,７００円
C2	市民税所得割　５６,０００円未満	１７,５００円	１７,２００円
C3	市民税所得割　６３,０００円未満	２１,０００円	２０,６００円
C4	市民税所得割　７４,０００円未満	２５,０００円	２４,６００円
C5	市民税所得割　１１１,０００円未満	２９,０００円	２８,５００円
C6	市民税所得割　１１９,０００円未満	３４,０００円	３３,４００円
C7	市民税所得割　１６４,０００円未満	３８,５００円	３７,８００円
C8	市民税所得割　２０１,０００円未満	４４,０００円	４３,３００円
C9	市民税所得割　２１０,０００円未満	５２,０００円	５１,１００円
C10	市民税所得割　３４２,０００円未満	５４,０００円	５３,１００円
C11	市民税所得割　３４２,０００円以上	５７,０００円	５６,０００円

※市民税所得割額が不明の場合は、以下までお問い合わせください。

市民税課　TEL（089）948-6291～6292、6295～6298

■保育料の軽減措置について

【ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等に対する減免（すべての子ども)】

対象世帯の階層区分	減免措置
・C1 から C4 階層の世帯 ・C5 階層の世帯のうち、市民税所得割が 77,101 円未満の世帯 ※C5 階層は、市民税所得割が 74,000 円以上 111,000 円未満の世帯を指すため、同じＣ５階層でも免除に該当する世帯と該当しない世帯が存在します。	第１子→5,500 円 第２子以降→無料

【多子世帯に対する減免】

対象世帯の階層区分	第〇子に数える対象	減免措置
・Ｃ１からＣ２階層の世帯 ・Ｃ３階層の世帯のうち市民税所得割が５７，７００円未満の世帯	すべての子ども	最年長の子どもから順番に数えて 第２子　→半額 第３子以降→無料
・Ｃ３階層の世帯のうち市民税所得割が５７，７００円以上の世帯 ・Ｃ４からＣ１１階層の世帯	小学校就学前で特定教育・保育施設等および保育料軽減措置に該当する施設を同時に利用する子ども	

【Ｃ３（市民税所得割額 57,700 円以上）～Ｃ11 階層について】
＊18 歳未満の児童が３人以上の世帯では、同居の有無を問わず、３人目以降の３歳未満を半額とします。
＊小学校就学前の範囲では第２子に該当する場合、両方の減免が適用となり、1/4 額になります。
＊兄、姉が保育料軽減措置の対象となる施設に通園されている場合は、下の子の入園日以降に発行された在園証明書をご提出いただくと、保育料軽減措置に該当する場合があります。

■副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される世帯

次の【所得要件】または、【第３子要件】の**どちらか**に該当する子どもが対象です。

【所得要件】
・世帯の市民税所得割額が以下の範囲か？

認定区分	世帯の市民税所得割額
1 号認定	77,101 円未満
2・3 号認定	57,700 円未満 （ひとり親世帯等の場合は77,101 円未満）

【第３子要件】
・第３子以降の子どもか？

認定区分	第3 子の数え方
1 号認定	小学3 年生までの範囲でカウント
2・3 号認定	小学校就学前までの範囲でカウント